

山鹿市プレミアム付商品券取扱上の注意事項

1. 山鹿市プレミアム付商品券取扱店登録申請書（様式第1号）は、本事業終了まで大切に保管して下さい。
2. 商品券取扱店のポスター及びのぼりを店舗に表示して下さい。
3. 商品券取扱期間 令和元年10月1日（火）～令和2年3月15日（日）
4. 会計の際は、お客様から商品券綴りを預かり、使用枚数をご確認のうえ、綴りから切り離してお受け取り下さい。（予め切り離しの商品券は無効です。）
5. 換金につきましては下記の換金場所・曜日をご確認の上、「山鹿市プレミアム付商品券換金請求書・受領書」（様式第2号）と前記様式に記入枚数の商品券及び「山鹿市プレミアム付商品券取扱店登録申請書」（様式第1号）を添付してご提出下さい。提出された商品券の枚数を確認した上で、請求書記載金額を小切手にてお支払いをいたします。

【換金場所・曜日・時間】 令和元年10月17日～令和2年3月19日までの期間
山鹿商工会議所（温泉プラザ山鹿3階） 毎週火曜日
山鹿市商工会（鹿本町来民本所のみ） 毎週木曜日
いずれも祝祭日・年末年始休暇期間を除く9時～16時の間

※ 振出小切手は金融機関により、小切手持込日から現金化までに3営業日程要する場合もございますので予めご了承下さい。

※ 土日、祝祭日及び12月30日から1月3日の期間は、小切手の現金化はできません。また、小切手の金融機関での現金化は令和2年3月31日までですのでご注意ください。

※ 一回の換金請求額は100万円までといたしますので、これを上回る場合は事前に事務局までご連絡下さい。

※ 換金期間を過ぎての換金はいたしかねますので、換金漏れがございませんようご注意ください。

6. 山鹿市プレミアム付商品券事業を通じて知り得た顧客情報を、山鹿市経済振興委員会及び山鹿市の許可なく発表、公開、漏洩、利用しないで下さい。

◆その他、ご不明な点につきましては、下記にお問い合わせ下さい。

山鹿市経済振興委員会事務局

山鹿商工会議所 TEL 43-4111

山鹿市商工会 TEL 46-2141